

(案)

神奈川県議会会議規則の一部を改正する規則

神奈川県議会会議規則（昭和31年神奈川県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項を削る。

第10条中「出産」の次に「、育児、介護」を加え、「事故」を「やむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

2 議員が出産のため会議又は委員会に出席することができないときは、前項の規定にかかわらず、当該出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席することができない期間を記載した欠席届をあらかじめ議長又は委員長に提出することをもって、同項の規定による欠席届の提出に代えることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

女性を含めた多様な層の住民がより議会に参画しやすい環境を整備するため欠席事由の例示等を追加するとともに、議員の参集に係る応招出席簿に関する手続を廃止するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

新旧対照表

○神奈川県議会会議規則

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(参集)</p> <p>第1条 議員は、招集された日の開会定刻前に、議場に参集しなければならない。 (削除)</p> <p>第2条～第9条 (略)</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第10条 議員は、公務、病気、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由により、会議又は委員会に出席することができないときは、あらかじめその理由と日数を記載した欠席届を議長又は委員長に提出しなければならない。</p> <p>2 議員が<u>出産のため会議又は委員会に出席することができないときは、前項の規定にかかわらず、当該出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が 出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席することができない期間を記載した欠席届をあらかじめ議長又は委員長に提出することをもつて、同項の規定による欠席届の提出に代えることができる。</u></p> <p>第11条～第144条 (略)</p> | <p>(参集)</p> <p>第1条 議員は、招集された日の開会定刻前に、議場に参集しなければならない。</p> <p>2 議員は、招集に応じたとき及び会議に出席したときは、応招出席簿に押印しなければならない。</p> <p>第2条～第9条 (略)</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第10条 議員は、公務、病気、出産その他の<u>事故により、会議又は委員会に出席することができないときは、あらかじめその理由と日数を記載した欠席届を議長又は委員長に提出しなければならない。</u> (新規)</p> <p>第11条～第144条 (略)</p> |